

## 違反抑止のための行政上の金銭的不利益処分（違反金）と刑事罰の併科、 違反金の算定方法について

（注）本資料では、在るべき違反抑止のための行政上の金銭的不利益処分を「違反金」と表記するが、これは、幅広い見地からの検討を行うための仮称であって、法令用語として用いることを含意するものではない。また、本資料では、違反金の対象行為を現行法で課徴金の対象となっている価格カルテル等に限定して検討している。

### A案（併科方式）

違反金と刑事罰を併科する現行の方式を維持するが、違反金の適正な水準を確保するとともに、算定方法に関し、簡明・客観的な考慮要素を追加する。

#### 1 違反金と刑事罰についての考え方

カルテル等の独占禁止法違反行為に対しては、行政処分（排除措置命令、違反金の納付命令）により迅速・効率的に対処するとともに、悪質・重大な事案については、併せて刑事罰を科すこととし、行政処分と刑事罰を役割分担させることが違反行為の抑止のために効果的である。

##### < 補足説明 >

- \* 刑事罰の違反抑止効果は行政処分では代替できない。併科方式の下でも、違反金の算定方法、水準を変更（強化）するとともに、刑事手続、行政手続の双方を充実させて法執行に十全を期すことにより、全体としての抑止効果を高めることが可能である。
- \* 少なくとも現行の課徴金については、刑事罰と併科しても二重処罰の禁止に当たるとはならないという政府の判断の下で法案が提出され、国会で議決・成立したものであるし、違反金の算定方法、水準を変更（強化）しても直ちに二重処罰禁止に当たることにはならない。
- \* 法人に対する違反抑止制度として、日本法では、法人処罰法制が広く採用されており、違反金が強化されたとしても、そのことから直ちに独占禁止法の法人処罰規定が無用であることにはならない。現段階で法人処罰規定を廃止することは、独占禁止法違反に対する国民の感情にそぐわない。
- \* 現行独占禁止法は、他の多くの経済事犯と等しく、いわゆる両罰規定を採用しているが、行為者の処罰を残し、法人処罰のみを廃止することは、わが国の両罰規定全体との整合性の観点から問題が多い。
- \* 違反金と罰金を併科する場合には、政策的に何らかの調整規定を設けることは考えられる。

#### 2 違反金の水準、算定方法についての考え方

##### （1）違反金の水準

違反金は違反抑止のための処分であるから、抑止のために必要な水準に設定すべきである。また、独占禁止法違反行為については、没収・追徴に関する規定がないことも踏まえれば、少なくとも（擬制による）「不当利得相当額」を課すのは当然のことであり、摘発される確率等も踏まえ、「やり得」、「ばれ元」の違反を抑止することができる水準とすべきである。（擬制による）「不当利得相当額」を超える違反金を課すこと自体が、二重処罰の禁止に当たるとはならない。

違反金の水準については合理的に説明できることが必要であり、「不当利得相当額」は一つの要素であるが、「不当利得相当額」でしか説明できないわけではな

い。

## (2) 違反金の算定方法

違反行為の抑止に十分な水準を確保するとともに、刑事罰との役割分担にかんがみ、迅速・効率的な法執行を確保することができる簡明・客観的な算定方法とする。

違反行為の重大性（経済に与えたインパクト）に応じた額を課すため、違反行為の行われた期間の関連商品等売上高に基準となる算定率を乗じたものをベース（基礎額）とする。

### < 補足説明 >

- \* 基準となる算定率の設定に当たっては、業種・企業規模を考慮する。
- \* 現行課徴金では、違反行為の行われた期間の関連商品等売上高に算定率を乗じているが、関連商品等売上高を認定する証拠（会計帳簿等）の入手の問題から、期間については最長3年としているところ、長期にわたる違反行為について、その間の不当利得や違反行為の重大性を違反金の額の算定に反映させるために、期間制限をなくし、直近の事業年度の関連商品等売上高に違反年数を乗じることも考えられる。

基礎額に対して、法令で定める考慮要素による一定率の加減算を行う。刑事罰との役割分担にかんがみ、考慮要素は、当該要素を考慮することによって、違反行為の抑止に資するもの、実効的な法執行に資するもので、簡明・客観的な要件を規定することができるものに限定し、違反事業者の悪質性を反映させるための要素は原則として考慮しない。 < 個別の考慮要素については別紙参照 >

## B案（一本化方式）

法人に対する金銭的不利益は違反金に一本化（少なくとも法人に対する刑事罰は廃止）し、違反金の水準を現在よりも高くするとともに、違反金の算定に際しては個別事案に対応した加減算要素の考慮を可能にする。

### 1 違反金と刑事罰についての考え方

違反金と刑事罰金はともに金銭的不利益処分であることから、少なくとも法人に対する金銭的不利益処分は違反金に一本化し、法人処罰の廃止による抑止効果の低下を補うことができるよう、違反金の水準を現行の課徴金から引き上げる。

#### <補足説明>

- \* 刑事手続による罰金が科される例が少ないというこれまでの運用の実績、法人処罰規定の存在が違反金の水準の引上げの障害となる可能性があることを踏まえれば、違反金に一本化して、違反金の水準を引き上げる方が違反行為の抑止につながる（併科方式の下では、罰金との併科を考慮すると、調整規定が置かれるとしても、違反金の水準の引上げには一定の限度があると考えられるところ、一本化方式についてはそのような制約はない。）。また、行政資源を違反金賦課に集中させ、効率的な法執行を展開できる。
- \* 憲法上の二重処罰禁止や、調整規定をめぐる議論を回避できるとともに、法的仕組みとして簡明である。また、憲法の趣旨にもより適合的である。
- \* 競争法分野では、欧米主要国が、金銭的不利益については、一本化方式を採用していることと整合性を保つことができ、企業活動の国際化にも対応する。
- \* 法人処罰のみを廃止することは政策判断の問題であり、法制上の手当はできないわけではない。

### 2 違反金の水準、算定方法

#### （1）違反金の水準

違反金は違反抑止のための処分であるから、抑止のために必要な水準に設定すべきである。したがって、併科方式における違反金と同様に、少なくとも（擬制による）「不当利得相当額」を課すのは当然のことであり、摘発される確率等も踏まえ、「やり得」、「ばれ元」の違反を抑止することができる水準とすべきである。また、EUの制裁金等の国際的状況を勘案しつつ、（少なくとも法人に対する）刑事罰を廃止することによる抑止効果の低下を補うことができ、十分に違反を抑止することができる水準とすべきである。

併科方式における違反金と同様に、違反金の水準については合理的に説明できることが必要であり、「不当利得相当額」は一つの要素であるが、「不当利得相当額」でしか説明できないわけではない。

#### （2）違反金の算定方法

行政措置であることから、迅速・効率的な法執行を確保することに留意しつつ、法人処罰を廃止することから、刑事罰において勘案されるような個々の事案の事情に応じた種々の要素を勘案することが可能な算定方法とする。

併科方式における違反金と同様、違反行為の重大性に応じた金額とするため、違反行為の行われた期間の関連商品等売上高に基準となる算定率を乗じたものをベース（基礎額）とする。

< 補足説明 >

- \* 基準となる算定率の設定に当たっては、業種・企業規模を考慮する。
- \* 現行課徴金では、違反行為の行われた期間の関連商品等売上高に算定率を乗じているが、関連商品等売上高を認定する証拠（会計帳簿等）の入手の問題から、期間については最長3年としているところ、長期にわたる違反行為について、その間の不当利得や違反行為の重大性を違反金の額の算定に反映させるために、期間制限をなくし、直近の事業年度の関連商品等売上高に違反年数を乗じることとも考えられる。

基礎額に対して、法令で定める考慮要素による一定率の加減算を行うが、極力個々の事案の実情に応じた違反金の算定を行うため、種々の要素を考慮する（併科方式における違反金で考慮要素とする違反行為の抑止に資するもの、実効的な法執行に資するものに加え、違反事業者ごとの悪質性に係るものも踏まえた加減算を行うことができるようにする。）。< 個別の考慮要素については別紙参照 >

## 個別の考慮要素（加減算要素）についての考え方

項目	併科方式	一本化方式
繰り返し	繰り返し違反に対する加算は違反抑止に資すること、客観的な要件とできることから、考慮要素とすべき（現行の課徴金でも対象としている）。	違反抑止に資すること、事業者ごとの悪質性を示すものとも評価できることから考慮要素とすべき。
早期離脱	違反行為からの早期離脱に対する減算は、違反抑止に資すること、客観的な要件とできることから、考慮要素とすべき（現行の課徴金でも対象としている）。	違反抑止に資すること、事業者ごとの悪質性（の小ささ）を示すものとも評価できることから考慮要素とすべき。
主導的役割	主導的役割を果たしていたことに対する加算は違反抑止に資することから、考慮要素とすることが望ましい。	違反抑止に資すること、事業者ごとの悪質性を示すものとも評価できることから考慮要素とすべき。
追従者であること	✕ 追従者であることを理由とする減算はむしろ違反抑止を阻害することから、考慮要素とすべきではない。	事業者ごとの悪質性を示すものともいえるが、考慮要素とすることはむしろ違反抑止を阻害する面もあり、検討を要する。
過失に基づく行為であること	✕ 簡明・客観的な要件を定めることは困難であること、考慮要素とすることが違反抑止に資するとはいえないことから、考慮要素とすべきではない。	事業者ごとの悪質性（の小ささ）を示すものともいえるが、考慮要素とすることはむしろ違反抑止を阻害する面もあり、検討を要する。
調査協力	加減算要素とすることにより調査への協力が促され、実効的な法執行に資する。ただし、どのような場合に加減算するか簡明・客観的な要件を定めることができるかという問題があり、検討を要する。	加減算要素とすることにより調査への協力が促され、実効的な法執行に資する。また、事業者ごとの悪質性を示すものとも評価できるので、考慮要素とすることが望ましい。
調査非協力		
法令遵守体制	違反抑止の観点からは、一般的な法令遵守体制の整備の促進に資すると評価できるという考え方もある。ただし、どのような場合に加減算するか簡明・客観的な要件を定めることができるかという問題があり、検討を要する（形式的な対応だけで減算要素とすることは適当ではない。）。	事業者ごとの悪質性を示すものとも評価できるので、考慮要素とすることが望ましい（外形的な体制整備で減額を認めれば形式的な対応を促すだけであるので、実質的な法令順守体制の整備を要件とする必要がある。）。

項目	併科方式	一本化方式
調査開始後の違反行為の中止	✕ 調査開始により違反行為は終了するのが通常であり、調査開始後の違反行為の中止を考慮する実益はない（EUではカルテルには適用しないとしている）。	✕ 調査開始により違反行為は終了するのが通常であり、調査開始後の違反行為の中止を考慮する実益はない（EUではカルテルには適用しないとしている）。
支払能力	簡明な基準として現行の業種・企業規模による軽減算定率の維持が考えられる（実質的な要件を定めることは難しい。）。	簡明な基準として現行の業種・企業規模による軽減算定率の維持が考えられる（実質的な要件を定めることは難しい。）。
不当な経済的利得	✕ 現行課徴金のように擬制による不当利得相当額を超える算定率を設定する場合には、実益に乏しい（個々の違反事業者について具体的な不当な利得の額を算定することは難しい。）。	✕ 現行課徴金のように擬制による不当利得相当額を超える算定率を設定する場合には、実益に乏しい（個々の違反事業者について具体的な不当な利得の額を算定することは難しい。）。

（注1） は考慮要素とすべきと考えられるもの、 は考慮要素とすることが望ましいと考えられるもの、 は考慮要素とするには問題点もあり検討を要するもの、 ×は考慮要素とすることは適当でないと考えられるもの。

（注2） はEC競争法の fineにおいては、事業者から事実の提示があった場合に考慮される事項。

（注3） これらの考慮要素により加減算された額の違反金について、リーニエンシーによる減免を行うこととなる。